

付託第 1 号

請願書等の付託について

那須烏山市議会会議規則（平成 1 7 年 1 0 月那須烏山市議会規則第 1 号）第 1 4 条の規定により、令和 8 年第 5 回那須烏山市議会 9 月定例会において、次のとおり請願書等を付託する。

令和 8 年 9 月 1 日

那須烏山市議会議長 相 馬 正 典

審査期限		休会中に審査し本会期中に報告すること。	
付託委員会	番 号	件 名	備 考
経済建設 常任委員会	陳情書 第 7 号	龍門の滝公衆トイレ男 用小便器の改修を求め る陳情について	個 人 名
総務企画 常任委員会	陳情書 第 8 号	庁舎整備検討委員会の 設置について	個 人 名
経済建設 常任委員会	陳情書 第 9 号	庁舎整備の住民投票に ついて	個 人 名
総務企画 常任委員会	陳情書 第 1 0 号	広域避難について	個 人 名
経済建設 常任委員会	陳情書 第 1 1 号	共同（公用）井戸につい て	個 人 名
経済建設 常任委員会	陳情書 第 1 2 号	烏山いろはかるたの看 板修繕を求める陳情に ついて	個 人 名

経済建設 常任委員会	陳情書 第 1 3 号	那須烏山市空家等対策 計画について	個 人 名
---------------	----------------	----------------------	-------

陳 情 書

龍門の滝公衆トイレ男用小便器の改修を求める

陳情について

陳情の要旨

龍門の滝公衆トイレ男用小便器は、夏になると悪臭が酷いため改修を求める。

陳情の理由

龍門の滝公衆トイレ男用小便器は、押しボタン式の水洗器（フラッシュバルブ）がついていなく、垂れ流し状態のため、夏になると悪臭が酷い。そして、小便器の形状が特異なため、ズボンを汚したくないために離れて用をたすので、地面にも落としており、そこからの悪臭もあります。

小便器の上部に、東日本大震災後に寄贈されたものと分かるステッカーが貼られており、大変ありがたいものではありますが、悪臭があるためと観光地用のトイレであることを考えると改修をしなければいけない時期に来ていると思われます。

龍門の滝は、昔から那須烏山の観光地であります。さらに昨年テレビで放映されたアニメ「ざつ旅」の聖地巡礼で訪れる人もおり、観光客は増えていると思われます。

所管課の商工観光課に相談すると、「トイレ掃除は週に 3 回外部委託している。それよりもトイレットペーパーが盗まれているほうが悩ましい」と言われ、取り合っていただけません。その後、トイレを使用すると、小便器に臭い消しが置かれていましたが、一時的なものでしかありません。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（廃掃法）第 5 条 6 項には「市町村は、必要と認める場所に、公衆便所及び公衆用ごみ容器を設け、これを衛生的に維持管理しなければならない。」とあります。市民向けの公衆トイレは、衛生的に維持管理されているようですが、観光客が使用する公衆トイレは、衛生的に維持管理出来ていなく、とても残念で仕方ありません。

清水川せせらぎ公園の公衆トイレは、現在 2 か所ありますが、西側の公衆トイレを大規模改修し、さらにもう 1 か所新たに新設し、合計 3 か所になると聞きました。市民向けの公衆トイレにおいては、市役所の方は必要以上によく考えてくださりますが、観光客への思いやり・配慮がなく、重ね重ね残念で仕方ありません。

昨年、山あげ会館に公衆トイレの設置を求める陳情を議会にしましたが、不採択されました。不採択の理由は「清水川の公衆トイレ

が近くにあるから」とのことでした。観光客はどこに清水川の公衆トイレがあるのか知りません。少しでも観光客への思いやりを考えていただきたい。

以上のように、市役所及び議会の方々には、観光客への思いやり・配慮を考えていただきたい。その上で、龍門の滝公衆トイレ男用小便器の改修を求める。

地方自治法第124条の規定により、上記のとおり陳情書を提出します。

令和8年8月13日

住所

氏名

那須烏山市議会議長 相馬 正典 様

陳 情 書

庁舎整備検討委員会の設置について

陳情の要旨

本市では庁舎整備基本計画がまとまり、烏山駅前に市役所と多世代交流型施設の複合施設として現地調査していると思いますが、庁舎整備には不透明な部分が多々あります。基本計画が議決された令和8年3月定例会から、令和8年4月の市議会議員選挙で議員の半数が入れ替わりました。改めて庁舎整備検討委員会を設置して、庁舎整備基本計画について議論していただきたく陳情します。

陳情の理由

もともと庁舎整備は中央公園で決まりかけていたと思います。住民説明会も数回開かれていたと思いますが、なぜか執行機関は再度庁舎整備検討委員会を設置して、庁舎整備を見直しました。庁舎整備をなぜ中央公園から見直すことになったのか意思決定の過程がわかる文書を情報公開請求しましたが、不存在の回答でした。しいて言えば議会における沼田議員の発言によると議事録が公開されましたが、執行機関の見直すという意思決定の過程がわかる文書ではありませんでした。庁舎整備に関して、最初から不透明で、疑問が生じています。

庁舎整備には大きな問題が少なくとも3点あると思います。

- 1 烏山駅前という立地問題
- 2 なぜ複合施設にするのか
- 3 事業費と財源

1

駅前に庁舎整備すると烏山線の利用促進になるとしているが、数字の裏付けがない。駅前のにぎわいを創出するとしているが、周辺は住宅地であり、新たな商業施設の出店は見込めない。防災拠点としてはもっとふさわしい場所があると思われる。

2

図書館は本市の人口で2カ所必要かどうか。高校生が待ち時間で学習するスペースを設けるとしているが、烏山高校生が帰宅するときに利用するのみで、しかも那須烏山市民の通学定期購入者は15人です。宇都宮方面の高校に通学する生徒は利用しないでしょう。遊具を備えた子供広場を作るとしているが、不特定の来庁者がある建物に子供広場は安全性に課題がある。最上階をすべて子供広場関係にするしか方法がないと思われる。多目的室をつくるとしているが、ワークショップなどがどれほど開かれるか疑問が残る。

3

概算事業費の建設単価平米80万円では建設できないでしょう。概算事業費に含まれないものが多すぎます。設計料・工事委託管理費、庁舎北側に予定しているバス発着所・駅利用者の市民駐車場、補助金を予定しているならば太陽光発電設備設置費用・蓄電池購入費用、図書や遊具を含めた備品購入費用、引っ越し費用などすべて一般会計からの支出ではないと思いますが、事業費については議論が必要です。現在でも事業費は100億円になることが見込まれます。人件費や物価の高騰で令和11年度には130億円（年10%上昇）になるかもしれません。

財源については、庁舎整備基金と合併特例債で、市有施設整備基金を12億円も取り崩したら老朽化した施設はどうするのか、タウンミーティングで問題提起していたのは執行機関です。公共施設等適正管理推進事業債約5億円は財源ではなく返済しなければならない借金だと思いますが。75億円の事業費で財源は庁舎整備基金26億円合併特例債10億円の36億円です。75億円から補助金等10億円を引いた65億円の事業費で財源は36億円、50億円以上の財源を確保しなければ事業を進めることはできません。

庁舎整備については不透明な部分が多々あり、議会に庁舎整備検討委員会を設置して問題解決に議論していただきたく陳情します。

令和8年8月13日

那須烏山市議会議長 相馬 正典 様

陳 情 書

庁舎整備の住民投票について

陳情の要旨

本市では庁舎整備の基本計画がまとまり、庁舎整備事業が進んでいます。庁舎整備は市民にとって重大な影響を及ぼす事業です。このような事業を行うには民意が反映していなくてはなりません。令和7年の市長選挙で、市長はJR線烏山駅前に多世代交流型複合施設として市役所を建設することを公約に掲げていませんでした。民意と言えるのは、首長選挙の結果か住民投票の結果です。条例を制定して、庁舎整備に関する住民投票を行うことを陳情いたします。

陳情の理由

新庁舎を建設するには膨大な事業費が必要になります。市民に重大な影響を及ぼす事業を行うには民意が反映されていなければなりません。しかし、令和7年の市長選挙において市長は選挙公報で烏山駅の整備を行うとしか公約に掲げていませんでした。すべての選挙演説や集会で、もれなく烏山駅前に庁舎整備することを公約としていたのか不明です。

行政区長会議や市政懇談会などで、庁舎整備の民意を問わないのかと質問してまいりましたが、市民の集いなどで意見を伺ってまいりましたなどとの外的返答しかいただけませんでした。

令和8年の市議会議員選挙で、下野新聞が候補者全員にアンケートを取っています。問4 JR烏山駅周辺に新庁舎を建設する市の方針に対しての賛否は 当選議員の7名は賛成、3名が反対、4名がその他でした。市議会議員でも賛否が分かれています。烏山駅前に庁舎整備を行うには法的拘束力のある住民投票か諮問的住民投票か、条例を制定して行う必要があると思います。

庁舎整備には他にも問題があります。

多世代交流型複合施設として庁舎整備をすることがよいのかどうか。未就学児や児童が遊具で遊ぶ広場を、様々な人物が来庁する庁舎に併設

することなど安全性を考慮すれば問題です。このような複合施設は全国にない初めてのことでと議会で説明がありました。犯罪防止の観点から他の自治体では庁舎と多世代交流型複合施設は別にするのが基本としていられると思います。

基本計画には概算事業費も示されていますが、含まれていないものが多くあります。設計料、工事委託管理費、太陽光発電設備、蓄電池、遊具や図書や備品購入費、引っ越し費用、庁舎の北側に整備しなければならない市民駐車場・バス発着所・送迎車両用スペースの土地取得費用・整備費用など、庁舎整備費用でなければ一般会計の支出となり、市民に大きな負担となります。建設単価も平米80万円では建設できません。建設単価平米100万円で現在でも100億円を超える事業費と思われますが、人件費・物価の高騰で令和11年度の入札公告では130億円を超える事業費になると思われます。財源なき事業となる可能性があります。

市長が住民投票案を議会に提出することは考えられないし、地方自治法74条の直接請求もむずかしく、議会（議員）で条例を提案して烏山駅前庁舎整備の住民投票を行っていただきたいと思い陳情します。

地方自治法第124条の規定により、上記のとおり陳情書を提出します。

令和8年8月13日

那須烏山市議会議長 相馬 正典 様

陳 情 書

広域避難について

陳情の要旨

大地震など本市が被災したときに、避難所が指定されていますが避難所は被災していないところになくてはならないと思います。指定避難所には十分な食料や段ボールベッドなどが備蓄されていないと思います。停電、断水している避難所では災害関連死につながる恐れがあります。本市に大災害が起きた時、被災していない自治体の宿泊施設に避難できるように近隣自治体と連携を図り広域避難できるように準備する必要があると思いますので、広域避難を防災計画の施策にさせていただきたく陳情します。

陳情の理由

熊本の大地震で被災した人々の避難所での生活が報道されていますが、本市で被災した時はどうなのか考えさせられます。被災した地域での避難所は停電・断水・食糧不足・寝具不足など問題が山積みです。被災していない自治体の宿泊施設等にできるだけ早く避難すべきと思います。それには行政で、近隣自治体や宿泊施設と協定を結んでおく必要があると思います。復興に尽力しなくてはならない市職員の家族や、自立している高齢者、保護者同伴（親・祖父母）できる未就学児や児童は広域避難できるように広域避難計画を策定する必要があるとおもいます。福祉避難所も指定されていますが、指定されているのは特養などで、そこで勤務する職員も被災者であり、受け入れは2～3人が限度かと思われます。老人ホームが被災したときには、30人～50人の受け入れ先を探さなければなりません。病院の入院患者も同様です。このような被災者はいち早く広域避難していただく必要があります。

本市の防災計画に広域避難を取り入れることを行政に提言していただきたく陳情します。

令和8年8月13日

那須烏山市議会議長 相馬 正典 様

陳 情 書

共同（公用）井戸について

陳情の要旨

熊本大地震並みの地震に本市が襲われたときに停電や断水に見舞われることとなります。停電は東京電力で復旧を行い2～3日で通電するでしょう。遅くとも一週間で復旧すると思われます。水道事業は自治体で行っています。熊本では、断水が解消するのに今月末になるとの報道です。飲料水は避難所で制限はあると思われますが、ある程度確保できているようですが、被災した方々は、トイレを流す水や、洗濯の水、シャワー（風呂）の水、掃除の水など生活用水が不足していて困っている報道があります。生活用水を確保するため市内各所に井戸の設置をしていただきたく陳情します。

陳情の理由

熊本の大地震で被災した人々の避難所での生活が報道されていますが、本市で被災した時はどうなのか考えさせられます。被災した地域での避難所は停電・断水・食糧不足・寝具不足など問題が山積みです。飲料水や食料は救援物資として十分とは言えないかもしれないが、それなりに支給されているようです。生活用水はほとんどない状態に思われます。給水車も飲料水で一人何リットルとか制限があるようでした。飲料水の備蓄は言われていますが、生活用水についての備蓄については言及はありません。洗濯の水、シャワーのための水や、復旧のために掃除をするのに、雑巾をゆすいだり汚れた家具などを洗ったりするのに水が大量に必要です。そのためには、井戸水があれば助かるはずです。那須烏山市の水道管の基幹管路の耐震適合率は26.5%耐震化率はわずか2.6%です。震度7のような大きな地震に見舞われた時には水道管は相当な被害を受けることは想定可能です。井戸も被害を受けるかもしれませんが、水道管の被害で多くの地区が断水になった時に、井戸水は生活用水としての役割を担えます。たとえば、自治会公民館横に一か所市内に100か所の井戸を掘削し生活用水の確保を考えていただくよう行政に提言していただきたく陳情します。

令和8年8月13日

那須烏山市議会議長 相馬 正典 様

陳 情 書

烏山いろはかるたの看板修繕を求める

陳情について

陳情の要旨

烏山いろはかるたは、子どもたちに郷土愛を育ませるために重要なものであると思われる。その烏山いろはかるたの看板が至る所で経年劣化の影響により破損しているので、市による修繕を求める。

陳情の理由

烏山いろはかるたは、旧烏山商工会が2000年に制作し、看板もいろはかるたの関係する場所に設置しましたが、現在、ほとんどの看板の支柱が朽ちてしまい、その場に放置されているのがよく見られます。なかには、観光地のところで虚しく、朽ちてしまっているところもあります。

看板を設置した那須烏山商工会に看板の修繕をお願いしたところ、「修繕するお金がない。看板の所有権は放棄します。」と言われてしまいました。

烏山高校にて、女子高の創立に貢献された新井万吉翁のいろはかるたの看板が朽ちて放置されていたので、今年6月に同窓会会長になられた前教育長に、所在不明になっている男子校創立者である川俣英夫先生を讃えるいろはかるたの看板を含めた2本の修復・修繕

をお願いしたところ、「そんなの市役所に言ったら」とあしらわれてしまいました。

この件については、市長に相談しており、当時は前向きに捉えられていましたが、敢えて議会に陳情します。

このいろはかるたは郷土愛を育ませる（郷土愛の醸成）には良いものだと思います。

今、那須烏山市となり、市版のいろはかるたの制作も考えていた
だきたい。

地方自治法第124条の規定により、上記のとおり陳情書を提出
します。

令和8年8月13日

住所

氏名

那須烏山市議会議長 相馬 正典 様

陳 情 書
那須烏山市空家等対策計画
について

陳情の要旨

那須烏山市空家等対策計画（資料１）に基づいた国の空き家対策総合支援事業（資料２）の活用を求める。

陳情の理由

空家等に関する対策の基本方針として

- （１） 空家等の発生予防及び適正管理
- （２） 空家等の活用促進
- （３） 特定空家等への対策

上記の３点を基本方針として計画に取り組んでいくとなっておりますが、特定空家等への対策として、除却の補助制度を創設しましたが、空家等の発生予防及び適正管理や空家等の活用促進についても国の空き家対策総合支援事業を活用しながら空き家対策に取り組むべきと考え陳情いたします。

先行事例として宇都宮市の補助制度（資料３）を提出します。

地方自治法第１２４条の規定により、上記のとおり陳情書を提出します。

令和8年8月13日

住所

氏名

那須烏山市議会議長 相馬 正典 様

那須烏山市空家等対策計画 概要版

令和 5 年 3 月

第 1 章 計画の趣旨

(1) 計画の目的

国の「空家等対策の推進に関する特別措置法」（空家特措法）に基づき、本市における空家等対策の推進を図ることにより、市民の安全・安心な生活環境を確保するとともに、地域社会の活性化に寄与することを目的とします。

(2) 対象地区

本計画の対象地区は市内全域とします。

(3) 計画の期間

本計画の期間は令和 5 年度から令和 9 年度までの 5 年間とします。ただし、社会状況の変化や計画の進捗状況に応じて、適宜見直すこととします。

(4) 計画の対象とする空家等

本計画の対象とする空家等は、空家特措法第 2 条に定める「空家等」及び「特定空家等」とします。

●空家等（空家特措法第 2 条第 1 項）

建築物又はこれに附属する工作物であって、居住その他の目的で概ね 1 年を通して使用されていないもの及びその敷地（立木その他の土地に定着するものを含む。）をいいます。

ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除きます。

●特定空家等（空家特措法第 2 条第 2 項）

次のいずれかの状態にあると認められる「空家等」をいいます。

- ・そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれがある状態
- ・そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれがある状態
- ・適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
- ・周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

第2章 空家等の現状と課題

(1) 住宅戸数及び空家戸数

住宅・土地統計調査によれば、平成30年度の本市の空家総数は1,840戸で平成25年度の調査から比較すると530戸増加しています。

本市の空家率は17.0%と全国平均と比べて高く、空家総数も非常に早いペースで増加しているため、対策が必要な状況にあります。

	平成25年			平成30年		
	住宅総数 (戸)	空家総数 (戸)	空家率 (%)	住宅総数 (戸)	空家総数 (戸)	空家率 (%)
全国	60,628,600	8,195,600	13.5	62,407,400	8,488,600	13.6
栃木県	879,000	143,400	16.3	926,700	160,700	17.3
那須烏山市	10,890	1,310	12.0	10,830	1,840	17.0

資料：平成25年住宅・土地統計調査、平成30年住宅・土地統計調査

(2) 要因と背景

空家等が発生する背景には、次のようなことが考えられます。

①所有者等に関すること

管理意識の低下、所有者が不明・多数、情報知識の不足、改修・除却費用の負担

②資産的価値に起因

中古住宅としての売却・賃貸への不安、解体費用の捻出、空家等除却後の不安

(3) 課題

空家等についての課題は以下のとおりです。

①空家等の適切な管理

②空家等の利活用の促進

③管理不全な空家等への対応



第3章 空家等に関する対策の基本方針

適正な管理を促し、管理不全な空家等の減少を図りつつ、新たな空家等の発生を抑制する事を目的として、次の3点を基本方針として計画に取り組んでいくこととします。

- (1) 空家等の発生予防及び適正管理
- (2) 空家等の活用促進
- (3) 特定空家等への対策

第4章 空家等対策の具体的な取り組み

(1) 空家等の発生予防及び適正管理

- ① 空家等の情報提供
所有者等の意識の啓発、適正管理に関する情報提供
- ② 相談支援体制の充実
相談窓口設置による適正管理についての助言・指導

(2) 空家等の活用促進

- ① 空家等の情報提供
「空き家バンク」等の周知
- ② 相談支援体制の充実
相談窓口設置による利活用の支援
- ③ 空家等情報の移住・定住促進への活用
「空き家バンク」の利用促進、民間事業者等との連携・協力
- ④ 除却後の跡地活用の促進
跡地利活用に関する取り組みの検討

(3) 特定空家等への対策

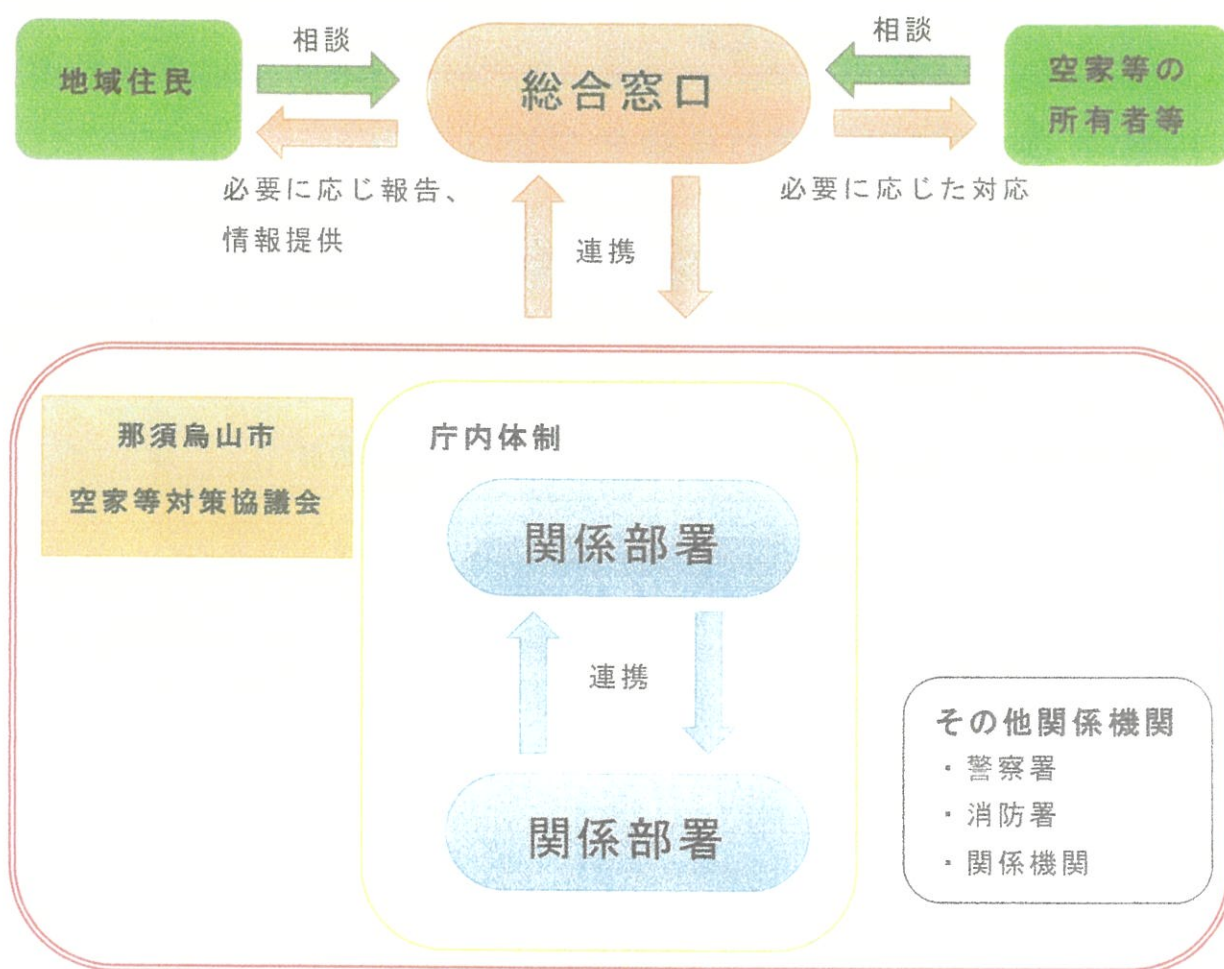
- ① 空家等の情報提供
適正管理に関する情報提供
- ② 特定空家等の認定
認定基準を設け、所有者等への助言・指導の実施
- ③ 特定空家等の解消
除却の補助制度の検討、空家特措法に基づく助言・指導・勧告等の実施

第5章 空家等対策の実施体制

(1) 空家等に対する相談体制について

総合的な相談窓口を設置し、相談者の利便性向上を図ります。

また、関係部署の連携を強化し、相談内容に応じ、適切な対応ができる体制を構築します。



(2) 空家等対策の実施について

空家等対策の各種事業は、複数の関係部署で実施しています。

空家等を適切に管理する上で、所有者・管理者が必要な情報を取得するためには、各種事業をそれぞれの部署が発信するだけでなく、所有者・管理者の視点に立って、総合的な情報発信を行います。

また、各部署が連携して他部署で実施している空家等対策について、適切に連携・案内できるように体制の強化を図ります。

空家法の空家等対策計画に基づき市区町村が実施する空き家の除却・活用に係る取組や、NPOや民間事業者等が行うモデル性の高い空き家の活用・改修工事等に対して支援

(事業期間：令和8年度～令和12年度)

空き家の除却・活用等への支援(市区町村向け)

＜補助対象事業＞

- ① 空き家の除却
一特定空家等の除却、跡地を地域活性化のために計画的に利用する除却等
- ② 空き家の活用
一地域コミュニティ維持・再生のために10年以上活用するための改修
- ③ 空き家を除却した後の土地の整備
- ④ 空き家の活用か除却かを判断するためのフィージビリティスタディ
- ⑤ 空家等対策計画の策定等に必要な空き家の実態把握
- ⑥ 空き家の所有者の特定

※上記①～⑥は、空き家再生等推進事業(社会資本整備総合交付金)でも支援が可能。

- ⑦ 空家等管理活用支援法人による空き家の活用等を図るための業務
- ⑧ 空家法に基づく代執行等の円滑化のための法務的手続等を行う事業
一行政代執行等に係る弁護士相談費用、財産管理制度の活用に伴い発生する予納金等
- ⑨ ①～⑥の事業と一体となり、その効果を一層高めるために必要な事業

＜主な補助率＞

(空き家の所有者が実施する場合)

国	2/5	地方公共団体	2/5	所有者	1/5
---	-----	--------	-----	-----	-----

※市区町村が実施する場合は国2/5、市区町村3/5
※代執行等の場合は国1/2、市区町村1/2

(空き家の所有者が実施する場合)

国	1/3	地方公共団体	1/3	所有者	1/3
---	-----	--------	-----	-----	-----

※市区町村が実施する場合は国1/2、市区町村1/2

支援法人
業務

国	1/2	地方公共団体	1/2
---	-----	--------	-----

※1法人あたり、補助期間最大3年
(空家等活用促進区域を指定している場合は制限なし)

モデル的な取組への支援(NPO・民間事業者等向け)

- ①調査検討等支援事業(定額) 一創意工夫を凝らしたモデル性の高い取組に係る調査検討やその普及・広報等への支援
- ②改修工事等支援事業(除却：2/5、活用：1/3) 一創意工夫を凝らしたモデル性の高い空き家の改修工事・除却工事等への支援

現在の位置: [トップページ](#) > [暮らし・手続き](#) > [安全安心・消防](#) > [空き家・空き地](#) > [補助制度等\(空き家・空き地\)](#) > 空き家等対策地域活動費補助金

空き家等対策地域活動費補助金

ページID1013768

更新日 令和8年2月5日

印刷

大きな文字で印刷

自治会や地域まちづくり組織などが空き家等の発生抑制や適正管理、有効活用に取り組む活動に対し、その活動に要する費用を補助します。

補助の金額

補助の対象となる経費と以下の補助限度額を比較し、低い額を補助金の額とします。

「発生抑制活動」「適正管理活動」の場合 10万円を上限

「有効活用活動」の場合 40万円を上限

(注意)ただし、宇都宮空き家会議からの活用に関する助言や改修の支援を受けながら、地域住民において空き家の改修などを行う場合に限りします。

補助の対象者

補助の対象者は、自治会、地域まちづくり組織その他の地域において自主的に公共的な活動を行う、地域ごとに形成された団体とします。

補助の対象となる事業

発生抑制活動

空き家等の発生を抑制するための周知啓発などに関すること

実態調査活動

地域内の空き家等の把握などに関すること

適正管理活動

空き家等の樹木剪定や草刈りなどに関すること

有効活用活動

地域活動の場など空き家等の活用に関すること

補助の対象となる経費

消耗品費	文具類、コピー用紙やインク代など事務用品等
燃料費	車両や草刈り機などに要するガソリン代等
食糧費	茶菓子代等
印刷製本費	チラシの印刷代、写真の現像代等
備品費	住宅地図、脚立、草刈り機等(注意)
処分費	剪定枝等処分のための持ち込み料、活用する空き家の家財道具処分に係る費用
車両・機材借用費	樹木剪定に必要な高所作業車両や剪定枝運搬のための軽トラック等、電動のこぎり等のレンタル代等

(注意)地域まちづくり組織単位(地域まちづくり組織内の単位自治会を含む。)で購入している備品を除く。

交付申請

申請にあたりましては事前に生活安心課までご相談ください。

添付ファイル

[申請の手引き \(PDF 546.2KB\)](#)

このページに関するお問い合わせ

市民まちづくり部 生活安心課 空き家・空き地対策グループ(市役所2階D-2番窓口)

電話番号:028-632-2266 ファクス:028-632-6600

[お問い合わせは専用フォームをご利用ください。](#)

[ホームページの使い方](#)

[著作権・免責事項](#)

[個人情報の取り扱い](#)

[ウェブアクセシビリティ](#)

空き家再生支援事業補助金

ページID1013765 更新日 令和8年4月1日

印刷 大きな文字で印刷

空き家を地域の活性化に資する用途のための改修工事などに要する費用の一部を助成します。

補助の対象となる工事

空き家を滞在体験施設、交流施設、体験学習施設、創作活動施設、文化施設など地域の活性化に資する用途に改修する工事が対象です。

なお、空き家が昭和56年5月31日以前に建築されている場合、耐震補強工事が必須となります。

また、「地域の活性化に資する用途」については、例として、自治会集会所、コミュニティカフェ、高齢者サロン、田舎暮らし体験施設、ギャラリー、アート教室、寺子屋などの営利を目的としない公共性のある活用が考えられます。まずは事前に生活安心課までご相談ください。

補助の対象者

補助の対象者は、次の各号の要件をすべて満たす者としてします。

1. 空き家の所有者等と賃貸借契約又は使用貸借契約を締結する地域活動団体又は法人、個人であること。ただし、地域活動団体が当該空き家を取得した場合は除く。
2. 本市の市税を滞納していないこと。ただし、地域活動団体は除く。
3. 改修工事及び耐震補強工事を行う空き家を、補助対象事業の用途で、10年以上管理、活用、運営することができること。
4. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

補助の対象となる空き家

補助の対象となる空き家は、次の各号の要件をすべて満たすものとしてします。

1. 昭和56年5月31日以前に建築されている場合、耐震補強工事を行うこと。
2. 所有権以外の私権が設定されていないこと。
3. 所有者等が本市の市税を滞納していないこと。ただし、地域活動団体が補助対象物件を取得した場合を除く。

(注意)地域活動団体とは、自治会、地域まちづくり組織その他の地域において自主的に公共的な活動を行う、地域ごとに形成された団体をいう。

補助の金額

次の1と2の合計金額です。

1. 改修工事に要した額の3分の2で、上限は300万円です。
2. 耐震補強工事に要した額の10分の10で、上限は140万円です。

補助申請

1. 申請期間 令和8年4月1日(水曜日)から令和8年6月30日(火曜日)
2. 補助件数 若干数
(注意)予算の範囲内としますが、審査の結果、該当なしとすることがあります。
3. 応募方法 生活安心課と事前相談を行った上、「交付申請書」に以下のすべての資料を添付して生活安心課に提出してください。

補助対象物件の位置図

補助対象物件の現況が確認できる写真(外観及び改修工事予定箇所)

補助対象物件に係る不動産登記事項証明書(発行の日から1か月以内のもの)又は賃貸借契約書等当該補助対象物件を使用及び改修等する権利を有するものであることを証明する書類

補助対象事業の内容が分かる図書(事業計画書、改修工事内容が分かる改修前及び改修後の平面図、見積書の写し、耐震診断に係る書類等)

補助対象事業が交付申請者の総会等により決定したことを証する書類(交付申請者が地域活動団体又は法人の場合のみ)

交付申請者の定款等(交付申請者が地域活動団体又は法人の場合のみ)

改修工事等に係る誓約書

市税等調査同意書

その他市長が必要と認める書類

(注意)当該補助制度における各種補助申請書については、これまで「署名・押印」または「記名・押印」を求めているところですが、令和3年度の申請分からは、「押印が不要」となりました。

なお、ご申請にあたっては、本人確認のため、窓口での「身分証明書(免許証やマイナンバーカードなど)」の提示・写しの提出をお願いします。(郵送によるご申請の場合は、「身分証明書の写し」を添付してください。

事業採択方法

7月から8月にかけて、事業の公益性や継続性等について、審査基準に基づき審査を行いますので、必ず採択されるものではありません。また、必要に応じてヒアリングを実施する場合があります。採択にあたっては、条件を付す場合があります。

補助金の支払い方法

この補助金においては、「申請者による受領」または「工事業者による代理受領」での支払いが可能です。

代理受領は、工事代金から補助額を差し引いた額を業者にお支払いいただく支払い方法です。

[募集案内 \(PDF 201.9KB\)](#)

[補助要件確認表 \(PDF 195.9KB\)](#)

[補助要件確認表 \(Word 56.3KB\)](#)

[補助要件確認表\(記載例\) \(PDF 201.6KB\)](#)

[交付申請書 \(Word 37.5KB\)](#)

[交付申請書 \(PDF 95.1KB\)](#)

[別記様式\(事業計画書、収支予算書、誓約書\) \(Word 52.0KB\)](#)

[別記様式\(事業計画書、収支予算書、誓約書\) \(PDF 133.3KB\)](#)

[市税等調査同意書 \(Word 15.9KB\)](#)

[市税等調査同意書 \(PDF 52.8KB\)](#)

[宇都宮市空き家再生支援事業補助金交付要綱 \(PDF 110.2KB\)](#)

このページに関するお問い合わせ

市民まちづくり部 生活安心課 空き家・空き地対策グループ(市役所2階D-2番窓口)

電話番号:028-632-2266 ファクス:028-632-6600